

柳川市観光まちづくり推進委員会要綱

(設置)

第1条 柳川市観光振興計画（以下「振興計画」という。）に基づく取組を実行するため、柳川市観光まちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 振興計画に掲げる数値目標の達成度及び施策の評価に関すること。
- (2) 振興計画に基づく戦略の企画立案に関すること。
- (3) 振興計画第7章に掲げる取組の実行促進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる団体等の区分ごとに定める機関等に所属する者であつて、当該区分ごとに定める人数以内において当該機関等から選出されたもののうちから市長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、会長は、委員の互選によってこれを定める。

2 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部観光課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

団体等の区分	機 関 等	人 数
学術研究団体	大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。）	1人
観光推進団体	九州観光推進機構	1人
	福岡観光プロモーション協議会	1人
行政機関 (柳川市以外)	九州運輸局企画観光部	1人
	福岡県商工部国際経済観光課	1人
	福岡県商工部中小企業振興課	1人
市内観光関係団体	柳川市観光協会	2人
	柳川観光活性化協議会	1人
	柳川市観光振興プロジェクトチーム	1人
市議会	柳川市議会	1人
行政機関 (柳川市)	柳川市副市長・柳川ブランド推進協議会	1人
	柳川市産業経済部	1人
	柳川市建設部	1人